

枚方市シルバー人材センター パソコンクラブ 会則

制定 2010年8月13日

(名 称)

第1条

本会は、枚方市シルバー人材センター『パソコンクラブ』同好会とする。

(事務所)

第2条

事務所は、枚方市シルバー人材センター内に置く。

(目 的)

第3条

1. 会員個人の能力の向上と会員等の輪を広げる。
2. パソコンを通じて技術の向上を行い、今後需要が期待されるパソコン業務の受注に対する人材を育成するものとする。
3. センターの活動「パソコン教室の講師・サブ講師・テキスト作成」に協力する。
4. パソコン機器の管理基準を制定して、維持管理を行う。

(同好会の構成)

第4条 本会は、枚方市シルバー人材センターの会員でもって構成する。

(組織体制)

第5条 会長1名、副会長1名、及び各担当をメンバーより互選する。

担当：総務会計係、企画広報記録係、設備管理係 各1名を置く
パソコンクラブ会員拡大のため、第2グループを設置する。

(任 期)

第6条 各役職の任期は1年とする。但し、再選は妨げない。

(年 度)

第7条 運営年度は4月1日から翌年3月31日とする。

(会費)

第8条 年会費1000円とする。

入会時及び毎年4月以後、会計に納入する。

(退会の場合でも返却はしない)

その他、必要経費は適時徴収する。

(事業内容)

第9条 第3条の目的に伴う事業を行う。

1) 毎月定例会を開催する。

定例会は原則として 毎月 第1土曜日 10:00～12:00

2) 第1G+第2Gで合同定例会を4月・7月・12月にて開催する。

(附則)

第10条 本会則の改定は、必要に応じ適時行う。

(改定履歴)

改定① 2012年8月 4日付 組織体制の一部および定例会開催の変更

改定② 2012年9月 1日付 目的の一部および組織体制の変更

改定③ 2019年3月16日付 第2グループ関連項目を追加